

草津市気候非常事態(ゼロカーボンシティ)宣言の背景

2016年に国連にて発行された「パリ協定」では、地球温暖化防止に向け、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するという目標が掲げられました。この目標を達成するため、世界では地球温暖化による気候変動を危機としてとらえ、国や自治体等が「気候非常事態宣言」をし、危機意識を共有する動きが広がっています。

一方、国内に目を向けると、国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、2050年に温室効果ガスまたはCO₂(二酸化炭素)の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ宣言」を行う地方自治体が相次いでいます。(※裏面参照)

このような国内外の潮流を受け、本市においても気候非常事態宣言を行い、市民と危機意識の共有を図るとともに、ゼロカーボンシティ宣言も同時に行うことで、具体的な行動目標を示すこととなりました。今後は、国の2030年目標、すなわち、2013年度比でCO₂排出量-46%達成に寄与するために、本市としても排出量削減に向けた取組を加速化させる必要があります。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき策定している草津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)については、2050年カーボンニュートラルを見据えた計画となるよう令和4年3月に改定しており、まずは、一排出事業者である草津市役所として率先行動を示したところです。

しかしながら、ゼロカーボンシティの実現には、市役所をはじめとする公共施設での取組だけでは不可能であり、CO₂排出5部門、すなわち産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の各部門で具体的施策を検討し、市域全体で排出量を削減できるよう、部局横断的に全庁挙げて取り組んでいくことが求められます。

なお、市域の地球温暖化対策については草津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)＜草津市地球冷やしたいプロジェクト＞において示しています。令和4年4月に、改正温対法が施行し、計画において、新たに再生可能エネルギー利用促進等の施策の実施目標を定めることが市町村に求められていることから、必要に応じて見直しを行うことを検討しています。



